
令和5年度北区子ども・子育て会議第1回子どもの未来応援プラン部会 議事要旨

[開催日時] 令和5年5月23日(火)午後 6時30分～午後 8時31分

[開催場所] 北とぴあ16階1601会議室

[次第]

1 開会

2 子ども・子育て施策等に関する報告事項

① 「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画」の施策目標等について

② 「(仮称)北区子ども条例」に関する事項について

3 その他

4 閉会

[出席者] 岩崎美智子 部会長 久保田 遼 委員 我妻 澄江 委員
小野澤哲男 委員 影澤 博明 委員 奥村 宏 委員
野田 忠 委員 大島 幸子 委員

[配布資料]

資料 1	①第 5 期北区子ども・子育て会議委員一覧
	②（仮称）北区子ども・子育て支援総合計画策定検討委員会名簿及び子ども・子育て支援計画部会・子どもの未来応援プラン部会の各事務局について
資料 2	①「北区子ども・子育て支援総合計画」策定に向けた関連会議体等のスケジュール
	②「北区子ども・子育て支援総合計画」の基本的考え方
	③「北区子ども・子育て支援総合計画 2024」の構成について
	④「北区子ども・子育て支援総合計画」の体系
資料 3	①「次世代育成支援行動計画」の体系について
	②「次世代育成支援行動計画」の施策目標（現行計画及び赤字修正版）
	③「次世代育成支援行動計画」の施策目標（新旧対照表）
資料 4	「子どもの未来応援プラン」の体系について
資料 5	①（仮称）北区子ども条例の基本的な考え方（案）令和 5 年 5 月北区
	②子ども条例制定自治体（特別区）内容比較一覧
	③「（仮称）北区子ども条例アンケート」（案）
	④令和 5 年度の取組み予定について
	⑤G I G A スクール端末を活用した区立小学校児童（4～6 年生）へのアンケート結果
	⑥東京家政大学 4 年生への子ども条例についての意見聴取結果
	⑦第 1 回子ども・子育て支援計画部会（5/11 開催）での委員からの意見

【部会長】

それでは、時間になりましたので、令和5年度第1回北区子ども・子育て会議子どもの未来応援プラン部会を開会いたします。

初めに、本日は傍聴席を用意いたしました。皆様にもご承知おきいただければと思います。

本日も皆様大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。本日の会議は、令和5年度第1回北区子ども・子育て会議子どもの未来応援プラン部会の会議です。新型コロナウイルス感染症の予防対策に関して、感染予防のマスクの着用について、自己判断と変更になりました。また、5月8日には新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類相当から5類感染症へ移行するなど、平時に向けて大きな一歩を踏み出したという状況です。関係の皆様におかれましては、引き続き感染予防策を取りながらも、子どもたちや子育て家庭の支援が止まることのないよう、今後ともお力をいただければと思います。

さて、今回は今年度の第1回目の会議ということで、今年度新たに委員となられた方がいらっしゃると思いますので、恐縮ですが、お一人ずつご所属とお名前だけで結構ですので、自己紹介をいただければと思います。

(委員自己紹介)

【部会長】

お二人の委員の皆様、ありがとうございました。

それでは、事務局から本日の出欠状況と資料の確認をお願いいたします。

【事務局】

まず、本日の出欠確認からいたします。本日は欠席者0名、出席者8名で定数の過半数を超えていますので、定足数を満たしていることをご報告いたします。

続きまして、資料の確認をします。資料に不足がある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

【部会長】

ありがとうございます。皆様、資料よろしいでしょうか。

それでは、次第の2、子ども・子育て施策等に関する報告事項ということで、①「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画」の施策目標等について。事務局からご報告をお願いいたします。

【事務局】

本日は子ども未来部長が体調不良により欠席となっております。委員の皆様、本当にお忙しいところありがとうございます。また、初めての委員の方も開会前に挨拶もできずに申し訳ございませんが、何とぞよろしくをお願いいたします。

では、着座にて説明します。

まず、資料2の①のスケジュールからご覧ください。資料の通し番号で言いますと3ページ目になります。

一番左側の欄が委員の皆様に関わりのある子ども・子育て会議の日程になります。今年度はお示しのおり多くの開催を予定してございます。子ども・子育て支援総合計画の検討と併せて子ども条例についてもご意見を伺うため、5月と6月に二つの部会をそれぞれ2回ずつ開催し、その後も7月、9月、10月、12月、2月と会議を開催する予定です。

その右側の策定検討会、こちらはいわゆる区役所の課長級職員を構成員とする庁内会議になりまして、その他、様々な関係の会議体とも連携しながらやっていくということで、ご理解をお願いいたします。

続きまして、資料2の②から資料3の①まで説明します。

ここまでの資料については、前回3月に開催いたしました子ども・子育て会議でもご議論いただいた内容です。新たな委員の方もいらっしゃるので、簡単に内容に触れていきたいと思います。

資料2の②です。子ども・子育て支援総合計画ですが、まず基本理念がございまして、こちらです。基本構想は現在区で改定を行ってございまして、新たな基本構想の中間のまとめから、世代を超えて互いに成長し、自分らしく輝き健やかに暮らせるまちといった目標を掲げてございますが、世代を超えての部分、子どもを主役にした言い方にアレンジしてございます。

基本的な視点です。現行のものでは、人権の尊重といった言葉を使っていましたが、今、子ども条例の策定などを進める中で、子どもの権利といった言葉、非常に多く使われるようになったと認識してございまして、権利の保障といった言い方に変えてございます。

またその下、基本方針ですが、現行のものでは三つの項目でした。上から三つのものです。子どもの成長への支援、すべての子育て家庭への支援、まちぐるみでの子育て支援という三つの基本方針を掲げているのが現行の計画ですが、今回、子どもの未来応援プランが統合されることから、その意義といいますか、その中身を子ども総合計画の中でもきちんと位置づけられていることを明らかにするために、四つ目の柱である子どもが夢と希望をもって安心して生きるための支援といった項目を一つ立てて、全ての子育て家庭の支援の中から抜き出して、このような基本方針を掲げようと位置づけたものでございます。

次に、資料2の③に進みます。

構成についてですが、子どもの未来応援計画を次世代育成支援行動計画に含むか、別の章立てとするかといったことが一つ。

あともう一つとして、第2章にあります現状と課題を資料編に含めるかどうかといったことで、委員の皆さんで多数決で本日お示しした形でいこうと確認されている次第です。

次、6ページ目に進みます。資料2の④です。

体系についてです。今までお話ししたもの、それらがこのような体系になっているということ。そして、今回この部会の所管であります子どもの未来応援計画の部分ですが、基本的には現行の体系を継承する形で考えていることから、今のところこのような内容になってございます。

資料3の①です。

こちらは次世代育成支援行動計画の分野ではあるのですが、今回は部会をかけずに親会

といいますか、そこで検討したわけですが、一番下の（５）の③で男女が共に担うという言い方、「男女」という表現はあまり使わないほうがいいのではないかといった意見をいただきまして、修正案として、性別による固定的な役割分担意識にかかわらず子育てを担う社会の推進、ちょっと長いのですが、こういった言い方でどうだろうということで、子ども・子育ての部会では、これで特段反対等はなかったといった認識です。

以上、ここまでが前回までのおさらいになります。

【部会長】

ご説明ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に対して皆様からご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

【委員】

今、最後にご説明のあった性別による云々という箇所ですが、こういう表現を私は見たことがなくて、どこでも。日本語として通じるのかという文章に見えるのですが。性別による固定的な役割分担意識を払拭してということですよ。であるならば、例えば、「性別による固定的な役割分担意識にとらわれずに子育てを担う社会を目指す」とか。「かかわらず」よりも「とらわれず」のほうが耳なじみがいいというか、理解がしやすいと思います。

ほかのところも、11ページ、あと12ページにも同様な表現があるので、そこも一緒に変えたらどうかと思います。

それから9ページの最終行には、「男女が共に担う子育て」とそのまま載っていますが、これはこれでいいんですか。これと同じですよ、PDFと。表現について気になりました。ここも変えるのかなと。

【事務局】

まず、9ページのものについては、現行のものを参考に載せているので、最後はこの形になっているということです。なので、10ページ、11ページが赤字で書いてあって、このように直したいと思いますという案なので、基本的にはここで議論されたそれを、ここで個別目標の表現がそちらのほうにも反映される形と思っています。

「かかわらず」と「とらわれず」のところというのは、庁内でもどちらがいいかというのはすごくいろいろあって、受け止めもなかなか正直難しいところではあったのですが。この辺りのところは、どうでしょう。逆に、ほかの委員の皆様、もし何かご意見があったら伺いたい。区役所の中でも、「とらわれず」でもいいという意見は正直あったところですよ。

【委員】

「とらわれず」でもいいというのではなくて、「かかわらず」ではなく、「とらわれず」のほうが理解しやすいのではないかというのが私の意見です。

それから、ここは1行で多分収めるために文字数を限っているのかと思うのですが、ほかのところ、11ページとか12ページはもう少し表現できるのかなという、その分量の問題ですね。そういうときは社会の推進というより、そういう社会を目指しますぐらいの

ほうが分かると思います。「社会を推進する」というのはなかなか言葉だけで、何というか、イメージが湧きにくいので、文字数が制限されているときは仕方ないと思うのですが、もう少し説明できるなら、最後、「協力して子育てを担う社会を目指します」とか、そのほうがいいと思います。

【事務局】

ありがとうございます。

【部会長】

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

【事務局】

ではすみません、私から。確かに最後のところ、11ページのところも、説明はまだなんですが、先にご意見をいただいたので、例えば、社会づくりを推進するだったら何か一つ言葉としてあるのかなと思うのですが、「社会を」だったら、確かにおっしゃったように目指しますとか、何かそのほうがしっくり来るような印象はありました。持ち帰ってぜひ検討したいと思います。

【部会長】

ほかにはいかがでしょうか。

【事務局】

ただ、7ページみたいな表題にするのであれば、「社会の推進」でもいいのかなという思いもあったりはします。

【部会長】

ほかの箇所についてはよろしいでしょうか。

それでは、次に行ってよろしいでしょうか。

【事務局】

では、続けて説明をします。

今回、新しいご提案というのが資料3の②からになります。

8ページ、9ページについては、現行のものを参考につけました。10ページ、11ページは、こういうふうに変えたらどうかといったことでの案です。

そして、資料3の③は比較表になってございます。

資料3の②のところ、10ページをお開きいただいて、そこで説明をしたいと思います。

基本的には、支援計画部会の範疇とは思いますが、こちらのほうでもいろいろ関わりもあるので、ご意見をいただけたらと思って、本日提示をしました。

修正の観点でございますが、まず、一つ目として、保護者の支援を対象とする政策であっても子どもの育ちが基本であり、子どもが主人公であるといった視点に立った表現を心

がけました。

そして二つ目でございますが、基本的な視点の変更と同様、子どもの人権の尊重といった表現については、子どもの権利の保障といった表現に変更しています。

そして3点目ですが、施策目標の示す内容がより分かりやすいものとなるよう、現行のものに比べて少し丁寧な記述を心がけたといったことでございます。

個別目標の中身に若干踏み込んだ説明をします。

まず、1番です。新たな施策目標の1番ですが、従前は権利擁護について広く周知、啓発を行うといったものでしたが、子ども条例の制定に伴う権利擁護の取組の充実を意識しまして、子どもの権利を守る仕組みの構築と体制の充実を図ると若干踏み込んだ表現にしています。

また、施策目標2でございますが、末尾に、また、子育てに不安をもつ保護者に対し「親育ち」の取組を推進しますとありますが、こちらは意識・意向調査の中で区事業のうち最も満足度が高い結果となったNPプログラムを意識した記述としてございます。

そして施策目標3ですが、従前は地域ぐるみとしていた表現、基本方針でもとじられてございます「まちぐるみ」に修正し、また見守りなど安全対策の記述を後段に移動させて読みやすさ等を心がけたものです。

そして施策目標4ですが、児童相談所等複合施設の整備を意識し、子どもに関する総合的な相談・支援拠点の整備を盛り込みました。

そして、施策目標5でございますが、男女の部分、先ほどお示しした施策目標の表現に改めたいと考えてございます。

説明は以上ですが、皆さんに一つ加えたいことがございます。今回、北区の動きといたしまして、区長、区議の選挙が行われました。今回の策定に当たっては、子ども・子育て会議に諮問を行い、委員の皆様にご審議の結果を反映させて計画策定を進めているところですが、新たな区長、区議会議員からも子ども・子育て支援については、高い関心、意識が寄せられていることから、次回以降それらを反映し、区が新たな修正案もお示しすることがあり得るということで若干ご理解をいただきたいと思っております。

今日の子ども施策については、課題と認識されつつも具体の取組がまだ定まっていない事柄がいろいろございます。具体には若者支援であったり、権利擁護、意見表明の保障であったり、LGBTQの対応、在宅子育て支援の充実、出産からの切れ目のない伴走支援、ヤングケアラー支援などが該当すると考えてございまして、その辺りを本計画にどのように織り込むかということで、区内部でもいろいろ検討しまして、また皆さんにもお諮りしたいと思っております。

そして、最後、13ページをご覧ください。

こちらは本来であれば未来応援プラン部会の本領域というか、検討分野かと思っておりますが、前回、親会のほうでも子ども未来応援プランにおける体系については、これまでのものを基本、継承しましょうといったことをご提案しまして、おおむねそれに対するご意見はいただかなかったなと思っております。今のところ同じような形で、この後、それにこういった施策をやっていったらという提案を次回以降するつもりです。

【部会長】

ご説明ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に対して、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

【委員】

この13ページの左と右の表は今のところ同じですよ。これから、これを変えていくということですね。

【事務局】

区のほうでもいろいろと体制が変わりましたので、若干、今後、可能性はあるのですが、今のところは区としてはこれで引き続き行きたいという思いではあります。

【委員】

分かりました。頂いた資料を家でずっと見ていて、どこが違うのか、間違い探してみたいな感じでいたので、分かりました。同じなんですね。

【部会長】

ありがとうございます。そのようなご確認のこともありましたら、どうぞ。

【委員】

資料、12ページの左側の2024年計画案のところで質問なのですが、語尾のところで、例えば施策目標2の末尾のところに「推進します」という言葉があったり、一方で、その二つ下の施策目標1、未来を担う人づくり、この末尾のところは「確保を行います」とあって、「推進します」と「行います」の文言が違うのは、どういう状況を表しているのかを質問ベースでお伺いできればと思います。

【事務局】

「推進します」と「行います」という言葉の比較というよりは、その前後の文脈等を鑑みまして、とおりがいいというか、これから進めていくこと、そして行うといったほうがより伝わりやすいものといったことで考えています。

先ほどお話がありました「社会を推進します」というのは、確かに表現として違和感があるといったところもありまして、そういったことから、例えば取組なんかですと、取組を推進するといった言い方というのは非常にとおりがいいし、イメージもしやすいのかなと。取組を行いますというと、逆にそれを行っているだろうということでもあるので、そういったさらによりよいものを目指すといった視点が必要なものについては推進するという言葉のほうがいいのかなということで、いろいろ個別で工夫して考えている次第です。

【委員】

分かりました。ありがとうございます。

あともう一つはコメントなのですが、施策目標2のところ、「出産・子育てに不安をもつ保護者に対し「親育ち」の取組みを推進します」という文言を入れていただいて、私も今、絶賛子育て中なので、しっかりとこういうところを区が表明していただいているところはずごく子育てをする身としてはありがたく思います。

【部会長】

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、続きまして、今度は②「(仮称)北区子ども条例」に関する事項について、まず事務局からご報告をお願いいたします。

【事務局】

今日は、とにかくできるだけ条例にお時間取って議論いただきたいと想っていたので、よろしくをお願いいたします。

まず、資料の順番が前後するのですが、資料の通しで言いますと28ページまでお進みください。28ページ、よろしいでしょうか。

前回の親会では、小学生のアンケートをやりましたといったご報告だけをした、その中身になります。若干委員の方からもいろいろご質疑いただいたところなのですが、その内容について概要をお示ししたいと思います。

まず、1、実施概要です。

小学校長会とも相談いたしまして、今回の調査は4年生以上を対象とすることとしまして、令和5年2月の20日間程度の日程で行いました。4年生から6年生の児童数が約7,000名になるのですが、ご回答いただいた方は約2.8%に当たる197名でした。

12月に実施した中学生生徒を対象としたアンケートと同様、今困っていること、またそのことに対する支援策や条例についての考えについて意見募集を行いました。

3月に開催した子ども・子育て会議では、小学校の保護者の声として、小学生には分かりにくい問いかけであったというご意見もいただきました。今年度においては、この後、より具体的な条例の中身について意見募集を行うので、その際には分かりやすい問いかけ方を工夫したいと思います。

回答の中身でございます。

まず(1)困っていること等について、よく区で行うお子さんからのアンケート、お子さんと一緒にしたアンケートでは、ボール遊びができる公園・広場の確保、そういった声はよくいただくのですが、今回、階段状になっている道で自転車が通れるようになるというとか、学校でシャープペンシルが使えるというとか、体育の時間に長ズボンをはけるといいな、など、かなりどちらかという細かな事項に対して、それなりに多くの児童の皆さんからご要望いただいたというのが特徴的だったと捉えています。

次に、29ページに進みまして、(2)周囲の大人からの支援についてのご意見です。

回答としては、例えば(1)の設問で公園が欲しいといった要望というか、悩みを書いたお子様は、(2)の質問で公園をつくるとか、1で困ったことについての改善要望を挙げたといったものも多くありましたが、そのほかでは、大人と子どもがもっと意思疎通を行

う場をもつようにするといった意見、これが多く寄せられたのかなという印象がございません。

次、3ページに進みまして、上段、子ども条例の意見についてです。

まず、名称についてです。意見募集を行う際の例として、権利条例と未来条例といったのを事務局で挙げたこともあったと思うのですが、権利、未来といった言葉、これを用いた案が多く集まったと思っています。その他、資料にお示しのような意見が寄せられました。

続きまして、その次の31ページをご覧ください。

東京家政大学4年生への意見聴取の取組についてのご報告です。こちらについては、区議会から子どもが卒業して間もないといえますか、捉え方によっては子どもとして認識すべき大学生にも意見聴取を行ってはどうかといった意見をいただきまして実施したものです。子ども・子育て会議には、幸いにして大学で教鞭を執られていらっしゃる会長、副会長がいらっしゃいますので、ご相談したところご快諾いただき、ご協力いただいて実施に至ったものです。

東京成徳大学では6月に授業の時間をいただき実施する予定ですが、今回は4月に東京家政大学で実施した聞き取りの内容をお話しします。

資料には漏れてございますが、参加いただいた人数は9名で、二つのグループに分かれて話し合いを行っていただき、テーマごとにそれぞれ話し合った内容を発表いただく形いたしました。

皆さん4年生で、次年度は保育士など、子どもたちに関わるお仕事を目指している方が多かったのですが、とても熱心に前向きにそういった子どもの権利保障、そういったことでの、もう既にその大切さをご理解いただいた上でお話を進めていただけたといった印象です。

これまでの経験の中で直面した子どもの権利に関する課題及び解決策については、これまでも小学生、中学生、高校生からもお話をいただいて、大人への相談、交流等の充実、促進、国際面、性別面での多様性社会の推進、また児童生徒個々の状況に応じた学びの場の確保などの意見をいただきました。

また、解決策については、大学生ということもあって、とても説得力が感じられるものが多々寄せられまして、区としても事業のやり方、進め方などを見直してみるよい提案をいただけたと感じてございます。

次、32ページの(2)のところです。今回、大学生ということもあって、条例に盛り込んだほうがよいと思われる子どもの権利について議論をいただきました。話し合い開始当初はなかなか意見交換が進まなかったのですが、中盤以降は活発な議論が展開されました。今回の、この後、条例の案とかアンケートとかいろいろあるのですが、改めていただいた意見などを読み直すと、例えば税金、年金、保険、選挙など、独立した個人として生活に必要な知識を身につける権利を規定しても面白いのかなと、そんな感想でございます。

【部会長】

ご説明ありがとうございました。それでは、皆様からご質問、ご意見等をいただければと思います。いかがでしょうか。

【委員】

前回の会議でもいろいろこの件について意見を述べたのですが、お子さんに聞いたら学校で先生からアンケートをもらって、かばんに入れてそのままになったというお子さんがある程度いるということで、やはり先生が配るときに説明が必要だったのではないかという意見が多数あったのです。そういうことで多分回答者数が少ないのかなというのは非常に残念に思いました。

アンケートに答えるのは、内容を理解していることが必要なので、そこは今後の意見聴取にしても丁寧にやっていただきたいと思います。

ただ、出ているものについて、シャープペンシルを使いたいとか、体育時に長ズボンの着用をしたいとか、非常に出てきそうなご意見で、今、水着なんかも男女同じような、肌をあまり露出しない水着が増えているとかいろいろあるので、こういった意見を表明できる機会があって非常にいいのではないかと思います。

今回は子ども条例の制定に関するアンケートでしたが、こういうふうに年に一度は子どもの声を聞いてみるという機会があるといいかなと思いました。

【事務局】

条例をつくる時も、もちろん子どもの意見を聞きながらというのは大事にしていきたいと思えますし、また、つくった後、どのようなきちんと権利が守られてというか、そういったこと、困っていることがないかという問いかけもやっていく、その条例の中身についてきちんと理解してもらうことが必要かと思えますので、いただいたご意見を参考にいろいろ検討していきたいと思えます。

【部会長】

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

【事務局】

すみません、大学4年生への聞き取りのときに先生にも立ち会っていただいたので、もし何かお感じになったことがあれば。

【部会長】

私は同席したというよりは、離れたところから様子を見ていましたが、割と率直な意見を言っていたと思えます。まとめにも書いてありますが、子どもたちが何か相談をするときに相談しやすい体制をつくってほしいというところで、具体的な案が出ていたかと思えます。32ページ、⑨の辺りでしょうか。相談室の先生の人数を増やしてもらいたいとか、子どもと大人でも相性があるので、いろいろな先生がいらっしやると相談しやすいのではないか、それから設置場所も考えていただけるとありがたいと。これは非常に子どもの気持ち、まだ学生は、一応成人ではありますが、少し前まで子どもだったというときの気持ちを思い出してこういうことは言ったのかなと。

あと32ページの真ん中辺りで、プラスアルファで書いてくださいましたが、非常に実

際的なアイデアですね。これSDGsなんかでもよくやっていたと思うのですが、子どもの権利条約の一覧をシールにして配ったり、これはこういうことに該当しますというのを視覚的に子どもにも分かりやすい形で伝えることが必要なのではないかと。こういうアイデアは若い人ならではかなと思っていました。

気づいたところでいえば、そんなところでしょうか。

【事務局】

ありがとうございます。すみません、いきなり振ってしまって。シールの案は、うちの係長がいたく感銘していて、ぜひ頑張りたいと言っていました。

あと、相談室の話なのですが、こういうところに椅子があるだけでもうびっくりしてしまって相談ができなくなってしまうみたいな、そんな生々しいというか、本当に体験した子どもたちならではのご意見をいただけたのかなと思ってしますので、それこそその辺のところをいろいろ庁内でも共有して生かしていきたいと思います。

【部会長】

ほかにいかがでしょうか。ご質問やご意見がありましたら、何でもお願いいたします。

それでは、私から伺ってもよろしいでしょうか。

この権利条例のところ、今回、資料5の①と②に関係のあるところですが、ページというと18ページでしょうか。(9)子どもの権利の普及というところで、これは赤字になっていまして、次の5の②の資料では一番最後の欄になると思います。これは子どもの権利の普及啓発に関わる推進委員会というところで、以前は傍線が引かれていて、今回△に変えていただいたということで、権利の普及啓発推進体制の整備、非常に大事なことだと思うのですが、普及啓発だけではなくて、子ども・子育て会議のときに発言をしたと思いますし、そのとき鹿田委員もPDCAサイクルということを書いてくださったと思うのですが、条例をつくるのですから、条例がうまく機能しているかモニターをして、子どもの権利が保障されているかということをチェックして、そしてさらによりよい施策に向けて検討していくという、そういう推進体制を整備していただきたいのです。具体的にモニタリングして、そして次の施策に生かすということとは違うのでしょうか。

【事務局】

こここのところ、今は子どもたちからの意見聴取への取組を先に報告して、これから条例の中身というか、修正について議論させていただこうと思っているのですが、岩崎部会長からいただいた推進体制のところというのは、今回、皆さんにご意見をいただきたい、かなり大きい箇所だと思っているので、そここのところを説明させてください。

まず、18ページのところなのですが、これが単純にまず今までは、これまでの中では、ほかの条文の中に権利普及の表現が若干、言葉としては入れていたのですが、重要な取組であると考えまして、前回、様々なご意見をいただいて、一つ独立した形でここにちゃんと誰が見ても分かるように、つまり今までは(5)に紛れるような感じであったのですが、実は前回示した案では、権利普及についてが意見表明権の一部みたいな感じで入れていたのですが、大変重要な内容ではないかということで、一つ(9)として位置づけて、より

分かりやすい項目立てをしたらどうかということで、それがまず（９）に位置づけたことなのです。

そのことに絡みまして、まず、１９ページをご覧いただけるとありがたいのですが、この１９ページの資料５の②というのは、これまでの委員会の中で他自治体との比較ということでお示しをしたのですね。前回、いわゆる子どもの権利普及にかかる推進委員会を、ほかの区では設置しているところが多いです、ただ北区としては、この子育て会議があるので私はそこに諮りたいと、できればそういった推進計画を諮るためだけの委員会というのは、つくるのはどうだろうといったご提案をして、皆さんから、反対の声がすごく多かった印象だったのです。

今回、改めて他区の状況を見てみました。そうしましたら、今までの資料がおかしかったのかなというのが正直な感想でございまして、どこの区もやはり普及啓発に関する取組だけを、それだけを検討するための委員会は実際つくっていないのですね。ほかの区ではどうしているかということ、権利擁護委員は設置する方向で、かつ権利擁護委員の方々の集まりももちろんつくる。その中で、区が説明して、皆さんからご意見をいただいている。それは北区でもやろうと思っていると。そして、私としては、せっかくこういった子ども・子育て会議もあるので、確かに議題がたくさんあるときもあります。ただ、権利擁護委員の集まりにも、もちろんそれはそれで意見は聞こうと思っているのですが、こちらでも意見を聞きながら、区として進めていきたい。そういった意味で、権利、普及啓発にかかる推進体制の整備といったことで条例は盛り込めないかと考えて、本日ご提案するものです。

この件については、もう一つの部会でも説明しまして、区の条例として推進体制の整備だけではなくて、本当に具体的に、では、子ども・子育て会議なら子ども・子育て会議、権利擁護委員の集まりなら集まり、そういったことで具体的にしないでいいのかということについては考えてくださいと。ただ、区の考えというか、そういったことについてはご理解いただけたのかなといった印象でございます。

【委員】

今回、この１８ページの（９）のところで、これを別建てしていただいたのはとてもいいかと思うのです。保護者の方とか区民の皆さんがこの子どもの権利について理解しないと推進をしていきようがないので、子どもが学ぶと同時に、その子どもを育てている保護者も、その周りにいる区民の方もみんなが同時に学習していく必要があるわけで、それについては前回も発言したと思いますが、その次の今、課長がおっしゃった子どもの権利委員会、あるいは推進委員会については、これが推進するだけの会議ではなく、検討や検証するための委員会だとそのように理解しています。

この委員会、この子どもの権利委員会、あるいは推進委員会をやはり設置しないと北区がお考えでしたら、それは非常に残念です。中野区も豊島区も子ども・子育て会議とは別に子どもの権利委員会が設置されています。この子ども・子育て会議は、区からの報告があって、それに対して委員が意見を言うという形式がずっと続いて、年に４回ほどの開催で議題もものすごく多くて、３０分延長しても時間が足りなくて「メールください」という状況が続いていて、そのことは委員の方々も職員の方々も、もう十分ご存じだと思って

いました。会員からも、そのような状態で子どもの権利についての十分な審議、検討、検証ができないのが非常に困るということで、例えば、中野区では昨年度、子どもの権利委員会は6回行われていて、子どもの権利の視点で子どもたちの現状を分析し、検討して、中間答申を出して、総合計画を立てています。

ほかでも大してやっていないということではないと思うのです。今回の子ども・子育て支援総合計画策定のための区民意向調査という、名称長いですが、この質問項目について、会員から「親が子育てしやすいかどうかのほうに専ら重点が置かれていて、子ども自身の権利について考える視点が弱い」という意見が出されていて、やはりこれは子どもの権利委員会という別建ての委員会で、きちんと検討したり協議したりする必要があるのではないかと意見が出ています。

この条例がつくられた後もこれが守られているかどうかについては、専門の知識を持つ学識の方や教育関係者、福祉関係者の方々などがたくさん発言したり、意見を言い合うような委員会がやはり必要で、そういうことは子どもたちの権利保障につながるのではないかと考えています。

【事務局】

もちろん他自治体のそういった取組は分かっています、中野区の例は別にして、他自治体並みのそういった権利擁護の推進にかかる会議体は設ける必要があるだろうという認識はあります。

基本的には、権利擁護委員会では権利擁護委員を担っていただける方が中心になって、その方々が合議というか、その方々による会議体の中で、そういった権利擁護と推進の取組について区で報告を行い、様々ご意見をいただきながら進めていこうとは思っています。

それを全くつくりたくないというつもりではないです。

【委員】

子どもの話を聞いて救済する権利擁護委員会とは別の委員会の話を私はしているのであって、そこを混同していただきたくないと思います。役割が違うと思います。

【部会長】

私の知っている例ですと、東京の特別区ではありませんが、川崎市の場合は、子どもの権利委員会があります。やはりそこでモニタリングして、これは子どもの権利擁護委員がやっていることが上がってきたことももちろん取り上げて、そして法律に詳しい弁護士さんが入ったりとか、福祉や教育、そういった子どもの権利にかなり精通していらっしゃるメンバーで構成されています。ですから、権利擁護委員というのは、いわゆるオンブズパーソンですから、オンブズパーソンは子どもの意見を聞いて、そこで救済、保護、そして権利保障する、子どもの声を直接聞いてという立場ですよ。そこから上がってくることは非常に大事な見解だと思いますが、それとまた別に検討委員会のほうでは、北区の子どもの権利保障、あるいは子ども施策が子どもの権利保障ということにちゃんとできているか、できていることが多いとは思いますが、そういうことを検討する必要がある。やはり条例をつくるということは、一つには自治体の法令をつくることであり大きなことなの

で、それをつくった後で、どういうふうにこれが運営されて、実際に子どもたちの権利保障に役立っているか、そういうことの検討は必要ではないかという気がするのですが。ぜひともそういうことを、ほかの区に仮にないとしたら、北区でこそそういうのをやっていただけるとありがたいと思うのですが、いかがでしょうか。

【事務局】

よその区に聞いた、私が聞いたところでいうと、どちらかというところだとオンブズパーソンの方々に、そういった子どもの代弁者というか、そういったことでしている方にある部分区の取組についても相談して、いや子どもたちの立場からするともうちょっとこういう取組が必要であるとか、私が相談を受けたケースではこういうことがあって、それが課題だからこういう取組をやったほうがいいよといったことで、ご意見をいただく場を設けているといった理解だったのです。そこに、その方々だけではなくて、例えばプラスして委員に加える形で何かしら検討の場をつくるということであれば、それは、その方々はある部分、どこの区も、私が聞いた限りではそういったオンブズパーソンの方々をある部分、そこら除外して何か別につくっているということではなくて、どちらかというところの方々を含んだ委員会というか、その方々だけである部分特化した委員会をつくっていらっしゃる区もあったのですが、そういった形になるのかなという思いもあったのですが、どうでしょうか。

【委員】

すみません、権利擁護委員というのは何人かいて、そういう方が子どもに直接話を聞いて救済するとか、仲裁するとかであって、委員さんだけで動いたり何人かで委員会をつくったりもしますが、その方たちは子育て施策全般に関わることについて、条例に基づいて検討や検証はしませんよね。子どもを救うための委員ですから。救済するための。だからここではやれないことをほかでやる、もちろん擁護委員の方の意見はちゃんと聞かなきゃいけないですけども、その方たちは子ども施策について、検討や検証や推進は別にしないですよ。だから役割が違うんですよ。

【部会長】

その辺はいかがでしょうか。私もやはり担っている役割が違うかなと思いますね。

【事務局】

どちらかというところ、自分の中で言うと、聞いた限りのよその自治体には近づけたというか、ほぼそのとおりにしたつもりではあったので。ほぼ伺った感じでは権利擁護委員の方を、ある部分を中心にそういった検討というか検証をされているような、そういった理解をしていたんですが。その方に入っていたとしても、さらに例えばイメージとしては、委員会があってそこにその方も入ってじゃあいろいろ参考にといいか、もちろんそのオンブズマンの方々もその議論の中に加えることは必要ではあっても、それはオンブズマンの方が中心になってやる委員会ではないんだろうといったご意見なのかなというの分かりました。

そっちのほううまくいくのかについては、今イメージが湧かないんですけど、これはもうちょっといろいろ中でも検討したいと思います。

【部会長】

はい、じゃあご検討いただくということでお願いいたします。

ほかにはいかがでしょうか。ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。子ども条例に関するところで、いかがでしょうか。

【事務局】

すみません、資料の説明がまだ、資料5①とか終わっていないので、簡単にいいですか、説明して。

【部会長】

はい、お願いいたします。

【事務局】

まず、子どもたちの意見聴取の取組だけ先に、順番が逆転して説明してしまったので、すみません。

5の①の件で、資料5の①に戻ります。資料14ページをご覧ください。

まず、前回子ども・子育て会議で基本的な考え方を示して、それについて前回の会議等が出された意見を踏まえた修正について、まず一旦説明させてください。

まず15ページです、条例の内容といった部分ですが、その総則部分です。北区の役割の最初の、総則部分の最初の丸ポチです。④の北区の役割の丸ポチ、15ページの下の方ですが、④のすぐ下のところ「児童の権利に関する条約」、これは文言の修正です。

そして、次のほうに進みまして⑦です。⑤、⑥、⑦と来ていまして、16ページの⑦ですが、育ち学ぶ施設及び団体等の役割について、「施設内」という表現を削除してはといったご意見をいただきましたが、もう単純に削除してしまうといつでもどこでもといった捉え方もできてしまうので、他自治体の例を参考にいたしまして、「その活動において」といった表現に改めたらどうかといったことで、案を示しています。

その下でございます。(4)の①の最初のポチです。愛情という個人の感情、内心を表す言葉については、条例として用いることは避け、ほかの言葉に置き換えてはどうかといったご意見をいただきまして、その際、保護者から人として尊重されながら生まれといった代案もいただいたのですが、こちらも先行自治体を参考に、「家庭的な環境のもと」といった案を考えてみました。ただ、この家庭的な環境という表現については、前回子ども・子育て支援部会のほうでは、家庭というのもいろいろ様々、人によって家庭的といった場合に捉えが違っているので、総意としては資料のほうの⑦という、本日お配りした資料の中でお示しさせていただいたんですけれど、例えば「子どもが安心してくつろげる環境」とかといった言葉に置き換えてはどうかなんていう意見もあって、それが会としては多数意見であったような、そんな捉えをしています。

次に、防止や改善に加えて「救済」という言葉を加えてはといった意見をいただきまし

た。これは（４）の②ですとか（８）の②で加筆を行っています。

それから、あと権利の普及について章立てしたというのは、先ほどの説明のとおりです。

【部会長】

はい、ありがとうございます。ご質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

すみません、一つ伺っていいですか。今、事務局からご説明いただいた（４）の①のところで確認させてください。

「子どもは、保護者に」というこの「保護者に」というのは、一応生きるというんですかね。ここの文章のつながりが分かりにくいかなと。今のままで行くと、「保護者に家庭的な環境のもとで」と書かれていますが、修正をしたので言葉のつながりが分かりにくいかなという感じがしました。

ここに、ですから保護者という言葉を入れるのか、あるいは先ほどほかの部会のほうでもご意見が出たという、例えば「子どもは、保護者に」というのは取って、「子どもが安心できる環境のもとで」とかにされるんでしょうか。その辺はいかがですかね。

【事務局】

言葉の通りで言うと、確かに読み返してみると引っかかるかなという部分があります。ただ、いろんな思いがあるんですけど、子ども・子育て支援新法とかでも、保護者が子育ての第一人者であるといったこともあるので、「保護者」という言葉を入れてみたいというのがあります。ただ、ほかのところでもいろいろ「保護者」「保護者」と出てくるので、そっちで十分だろうという意見もあろうかと思えます。なので、もし例えばこの場で「保護者」は通りにくいということであれば、ここぐらいは通りからして削除して、それでほかとの絡みで保護者って言葉をもう消してもいいのかということについて検証してみます。

【部会長】

はい、ありがとうございます。ほかはいかがでしょう。ご意見、ご質問等いかがですか。よろしいですか。

それでは、子ども条例の部分のご説明は……。

【事務局】

まず、資料５の①に関連することで、本日席上に資料５の⑦というのを配っています。それと併せてご覧いただくとありがたいんですが、１番について、家庭的な環境というのは。この資料なんですけれど、議事録にはできていませんので、委員の方からの発言のあった言葉をキーワード形式にして、その趣旨がきちんとまだ対外的には示せないの、委員の発言のキーワードになるような言葉を、意見いただいたものから取った形になっています。

下線を引いたものについて、これは事務局の捉えなんですけれど、おおむね前回の子ども・子育て支援部会のほうでは多くの方に賛同いただけたご意見なのかなんていうことで載せています。

２番について簡単にご説明しますと、前回の支援部会の中で、委員の方からのご意見の

中で、権利を保障する条例なので、権利という義務もセットだよねと。権利だけ保障して義務がないのはおかしいよね、なんていうご意見もありました。ただ、体制としては、あくまでもこれは権利を保障するという観点の条例なので、義務について書くのではなく、もし必要であれば、例えばお互いを尊重するとかそういったことで、義務とは言わずともそういった表現でとどめたらなんてご意見がありましたので、その辺りが前回の部会での資料5の①に関するご意見だったのかなと思って紹介しました。

【部会長】

はい、ありがとうございます。資料5の⑦ですね。このご説明をいただきましたが、何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。

これは先ほどご説明があったように、こういう意見が計画部会のほうでもう出たということも挙げていただいたということですね。

【事務局】

あとすみません、ちょっともう1個最後に。

【事務局】

事務局側としては非常に重要なポイントだと思っていますので、先ほど委員の方々から出ていた権利擁護なり権利の今後の推進委員会に関する部分について、もう一度確認というんですかね。改めて理解を深めておいたほうがいいかなと思って発言したいと思います。

恐縮ですが、資料19ページをお開きいただきまして、資料5の②で一覧表、他区の状況を載せているものがございます。

先ほども、中野区の話も出ておりました。この下のほうの7番というところが権利擁護委員の設置、これは先ほど委員からあったいわゆる擁護委員のお話でして、ご指摘のとおりかなと我々も受け止めています。

その下が、8というのが子育て施策全般に係る推進委員というところで、委員からもこのような話が先ほどあったのかなと理解しています。この中には中野区、それから目黒区、豊島区もそんなようなものがあるというのが丸印、北区はこれを米印としているところです。欄外に子育て会議設置条例で規定しているのが、まさにここに該当するものなのかなという受止めをしています。

一番下にある9番というのが、冒頭事務局から話があったいわゆる権利の普及啓発に関する推進委員会というものはないんですよと。他区でも設置していないんですというのがご説明だったのかなと思ってまして、求められているのはこの多分8の部分に近い推進委員なのかなとは理解しています。

8の推進委員いわゆる権利、子どもの権利に係る推進委員というもので、それを検討するなり検証する委員会が必要だというのが、委員の方々のご提案だったのかなと受け止めています。そういう理解でよろしいですか。

【部会長】

はい。そうです。

【事務局】

よろしいですね。

これは今後の事務局側の検討になるわけですが、だとしたときに一方で前回までの会議でも、今日もお話がありましたが、子ども・子育て会議は様々な案件を議論していてなかなか時間も取れないという中で、前回委員からもあったと思いますが、なかなかこの部会、子ども・子育て会議の中でこの権利について議論するのは無理ですよという話だと思いましたので、もしこの子ども・子育て会議の中でのこの権利委員会というのですかね、そういうものを議論する場として、例えば部会的なものを子ども・子育て会議の中に設けるようなことで、権利委員会的なものを設置するのと同じような位置づけにするということで、最終的には子ども・子育て会議の中のやはり議論として深めていく必要があるのかなというのが、我々の認識だということなんですが、そこら辺についてはいかがでしょうかね。

【委員】

ご理解とご提案をありがとうございます。何もしないよりはいいと思います。

ただ、やはり子どもの権利というのは、これを専門とする学識経験者というのは存在するわけですね。そういう方を加えていただけないと、今のような全般のことをやるのは今のままでいいと思うんですけど、子どもの権利に関しては、そういう方の力というか知恵とか経験とか知識が絶対必要なので、その部会にその方を入れるとか、あるいは子ども・子育て会議にその方を入れるとか、あるいはオブザーバー的に入れるとか、そこだけ来てもらうとか、とにかくそういう方は入れていただきたいなと思うんですね。やっぱり素人があつたらこうだと言って、やっぱり漏れるところが大きいと思うんです。そこは理解していただきたいし、本当はこういう条例をつくる时候にも、そういった専門家の方が1人いたほうがいいと思います。

【事務局】

ありがとうございます。

ご指摘の点はそのとおりのかなという印象を持ちます。子ども・子育て会議は学識経験者の方に関わっていただいています。我々もある意味子どもの分野の専門の方をという認識を持ってございます。一方で、権利擁護委員なども含めてですが、もう少し弁護士的な部分とか別の立場の専門家というものが必要なところも分からないわけじゃありませんので、関わり方については様々なやり方があるかなと思います。アドバイザーという話もありましたし、オブザーバーの話もあると思います。どういう関わり方は別にして、また権利擁護委員との関わり方も含めてですけど、そういうところの取り入れ方をどうするかというのは一つの検討かなと思います。

いずれにしても、こちら側の提案として、子どもの権利に特化した推進委員会というのですかね。そういうものは今のところは、条例上は予定していないというのが今日のお話のこちら側の思いだったものですから、基本的には子ども・子育て会議の中で議論すべきものだという前提で、その部会的なところで子どもの権利についても、しっかり検討な

り検証なりしていくという考え方もあり得るのかなというのが、我々の認識に近いところだったと思っております、それでは物足りないということであれば、再度検討し直したいなと思っておりますので、持ち帰りますが、そこら辺は委員としてはその辺りの関わり方で外部の方が何らか関わってくれば、そのやり方でもいいという。

【委員】

いえいえ、そんなことはないです。

もちろん委員会をつくっていただくのが一番いいし、そうあるべきだと思っておりますし、北区でもそのぐらい熱を入れていただけると大変うれしいと思っておりますが、どうしてもつukれない、このままで何とかしたいというのであればという話です。このままでは全然無理なので、そういった学識を入れて専門家を入れてということなのです。

あと、先ほどから出ている権利擁護委員については、子どもの権利に詳しい弁護士さんとか心理カウンセラーとか、ちゃんと子どもに特化した方をお願いしたいですね。ただ弁護士さんとか心理カウンセラーだと、やっぱり違いますからね。大人と子どもは、対象が。そういったところはよくよくお願いしたいところです。

【事務局】

ありがとうございます。

部会長はいかがでしょう。

【部会長】

私も考えとしては委員とほぼ同意見です。やはり権利擁護委員とは違う立場で、特に第三者的な立場で、子どもの権利に関して議論する場が必要だと思っております。もちろんこの会議のメンバーの委員の方々も非常に高い見識をお持ちの方々ばかりだと思うんですが、一般的な子ども・子育てのことを議論しているわけですね。子どもの権利保障という観点に焦点を当てた議論ですと、もう少し法的な観点であるとか、福祉や教育などまた違う視点から議論をするという意味で、可能ならば検討委員会という形で、別立てでやっていただけることを願っております。

【事務局】

ありがとうございました。今日の意見、非常に我々としては重く受け止めなくちゃいけないところかなと思っておりますので、今日は持ち帰らせていただきたいと思います。ありがとうございました。

【事務局】

では、すみません。議論の確認ができたので、進めてよろしいでしょうか。

次に、資料5③のほうの説明に行っていいたいですか。

ページで言うと20ページになります。

全区立小中学校を対象にしたアンケートの実施を考えてみました。条例というものは区議会で審議され、議決により決定するものでして、また法規としての表現といった点では、

一定のルールが課せられていると思います。ただ、できるだけ多くの子どもたちに関心を持っていただけるように、その思いがなるべく反映できる方策はないかと考えまして、実施を考えてみました。

このアンケートの内容については、子ども・子育て会議の二つの部会で2回の議論ですとか、あとこの後、別に区議会や教育委員会でもいろいろ報告しながら意見をいただきまして、区のほうで調整してよりよいものにしていきたいと考えています。

これまでの子ども・子育て会議、役員会でのやり取りを踏まえますと、条例についての関心としてはまず一つ目として、名称をどうするかということ。2番目といたしましては条例で保障する子どもの権利について、何を規定するか。そういうところが大きいのではないかと考えています。

また、もう一つ他の自治体で条例を見回しますと、条文はともかく前文というものがありまして、かなり自治体の個性が色濃く出るのかなと思っていて、この3点について子どもたちに改めて問いかけを行うことで、多くの子どもたちを巻き込みながら条例制定の準備が進められるのではと考えた次第でございます。

また、条例の表現、言い回しについてどうするかといった点について、ご意見いただいたことがあります。しかし、細かな言い回し等について広くご意見を募ったとしても、それを法規としての制約もあることから、全て反映することというのはやはりなかなか難しいのかなと思いますので。子ども・子育て会議の皆様には、例えば20ページでお示ししている条文のサンプルを区からお示しして、例えばどんなトーンでこういった表現のほうがいいんじゃないとかといったご意見がいただければ、それをなるべく反映できるよう考慮しながら案を検討するといったことでもいいのかなと思います。

また、条例で用いる言葉、表現について、小さな子どもたち、日本語が不得手な人でも分かるような表現を用いるといったご意見を多数いただいております。この辺りは皆さんも私たちもおおむね一致した認識ではございます。

ただ、他自治体のやっぱり先行事例を見渡しますと、例えば保育園の子どもたちが皆分かるかということ、そういうことにはなっていない。条例という言葉一つ取っても、先ほどありました権利擁護委員という言葉を取ってもやはり難しいところで、例えば条例とは別に周知用に易しい日本語を用いた解説版等を作って周知啓発に取り組む、そういったことも必要ではないかなと考えているところです。

では、アンケートの中身に入っていきます。

回答者が答えやすいように選択式にしたいと考えています。今回の会議では、委員の皆様は区の考えをお示しするため、資料のいろいろなところに注釈をつけています。ただ、実際のアンケートではなるべく削除して、シンプルな形とし、と同時に中学生はともかく特に小学生に向けては仮名を振り、平易な表現に改める工夫が必要と考えています。

トータルの21ページをご覧くださいませでしょうか。

問1の条例の名称についての設問です。子ども・子育て会議では、権利といった言葉を用いた名称にしてはといったご意見をいただいております。また、先ほど紹介した小学生からのアンケートでは、権利と並んで未来といった案をくださっている面もあるので、まずはこの二つが選択肢になるのかな。そして、区議会では以前、家庭という言葉を用いてといった意見があり、それを選択肢に加えるかどうか、そんなところが今考えどころかなと

思います。

次に問2ですが、前文についての設問です。

まず(1)としては体裁についてです。区では、今のところ候補として三つの形を考えました。一つは大多数の先行区で用いている形式になりまして、制定する区側の思い、目的などを文章形式で示す形としたものです。

選択肢のイですが、宣言文形式で箇条書にした形となっています。私自身、前職が防災危機管理課長をやっている、その際大規模水害を想定した避難行動の基本方針の策定、普及に関わりました。それで、考えのベースになるものというのは非常に膨大なものになるんですが、要点のみを区民の方に分かりやすく伝えるため、箇条書にして五か条の心得プラス北区からの宣言文一文といった形にまとめ上げたものがありまして、昨年度から私、子ども条例の制定に携わった際に、たとえ条例が20条程度にまとめ上げたとしても、やはりなかなか全ての方々にそれ全部を読んでいただくことは難しいのかなといったことを思いまして、こういった要点のみを箇条書でやってみるのもどうかなと思った次第です。

次にウとして三つ目です。

以前、子ども・子育て会議のほうで武蔵野市の例を委員の方からご紹介いただきました。子どもたちからのメッセージを発信する形。こういったのもうかなということで、まず選択肢としては三つ考えてみました。

次に(2)でして、前文に盛り込んだほうがいい文言・文章・キーワードを募集できるというのかななんてことで、そんな設問も加えてみたらどうかなと思いました。

次です。問3です。条例に盛り込む子どもの権利についてです。

このトータル23ページのところに書かれている、この表の中に入っている1から7の権利については、子ども権利条約にもうたわれ、他の自治体もほとんどで盛り込まれていることから、これらについてはあえて問いかけはせず、紹介にとどめる形として掲載し、ただあまり先行自治体では例がなく、独自性が高いものについてはあえて問いかけ、その内容を子どもたちにもいろいろ理解しながら、条例の取組を進めていけたらいいのかなと考えた次第です。

今のところ区では、三つの権利を盛り込んでみてはといった考えです。トータル24ページのほうにお進みいただけますでしょうか。

(1)の①です。一つは克服し難い状況から退避できる権利というものを考えてみました。子ども・子育て会議の中では、「休息する権利」といったご意見をいただき、他自治体では盛り込んでいる例も見られますが、同時に例えば不登校を助長する要素になるといった懸念の声もあると認識しています。そんな中、子どもたちからの意見聴取の場では、子どもたちそれぞれで頑張れるレベルというんですかね、領域といったものがいろいろと異なるので、それぞれに合せた目標の設定が必要だといった声も寄せられたことから、案としてこんな表現を考えてみたところでした。

②といたしましては、周囲の大人と交流の機会を持ち、意見交換を行い、時には悩み事等を相談できる権利ということと、あともう一つ③として、個々の子どもたちの状況・心情等に応じて、子どもたちの望む形での学ぶことができる権利というものを考えました。この②と③ですが、いずれも子どもたちからの意見聴取の場で、最も多く寄せられた意見であったと認識しています。

6 ページにお進みください。子ども・子育て会議の中で盛り込んでどうかと意見が上がったもの、他自治体で取り上げていて独自性が高いと思ったものを、計3点取り上げてみました。一定の必要性は理解するものの、条例に想定することについては懸念があることから、この会議で取上げ方について、いろいろ意見交換ができればと考えています。

資料を読み返しますと、若干否定的なところが色濃く出てしまっているようにも思っているんですが、いろいろとご意見いただきながら形が定められたらいいのかなと思っています。

この件について、資料5の⑦をご覧くださいませでしょうか。先ほどお配りしたものでございまして。

アンケートについて、子どもたちがいろいろ答えやすいような形に工夫してくださいなんて意見は、そのとおりにかなと思うんですけど、おおむね支援部会のほうでは、皆さん総じての意見といたしましては、この下線に引っ張られている考えなんですけど、候補といたしまして、文化・芸術的活動へ参加できる権利、子どもの発達に応じたプライバシーが尊重されることについての権利、失敗してもやり直すことができる権利というのは、多少表現を変更することがあっても、どれも大切な権利で、子どもたちに聞く限りは基本的には、もうこれは条例としてもう載せていきますよということが前提にあつてのアンケートになるかと思いますが、そういった前提で聞いていってはどうかといった意見のほうが多かったのかなと思っています。

【部会長】

ご説明ありがとうございます。委員の皆様からご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

【委員】

まず21ページの間1、名称について、「家庭」という文字を入れるという案も先ほどご提示いただきましたが、家庭というのは非常に危険なことで、家庭に閉じ込めてしまうと本当に何が起きているのかなかなか分かりにくいんですよ。例えば、私は地域で子ども食堂とか学習支援教室とか、非公開の事業もやっているんですが、学校の養護の先生とお話しして、学校で全く何の問題もないと思われているお子さんが、実は虐待を受けていたりということがあるんですね。もちろん学校で把握しているお子さんがやはり困難を抱えていて大変だからといって支援することももちろんあるわけですが。そういうときに家庭の中で閉じてしまって、子どもは誰にもそれを打ち明けられず、親は親で孤独に子育てしていて、誰にも相談できずという家庭が実際あるんですよ。なので、ここで「家庭」を入れてしまうと、家庭で何とかしろと感じる方がやはり必ずいると思うので、子どもだけというか、「家庭」は入れてほしくないなと思っています。それから、会員から出た意見で言いますと、23ページの間3のイラストがてんでばらばらで、これはやっぱり、もちろんタッチを統一するんですよ。そうしないと分かりにくいという意見がありました。

それで次、24ページの問いについて、子どもたちがこの質問に本当に回答することができるのか疑問に感じるという声を会員から多数いただいています。①はもう原案の説明も解説も共に、休息する権利は条例に盛り込みたくないという意図を非常に感じて、ぎょ

つとしたんですね。そもそも「休息する権利が保障されることで、課題にチャレンジしないことを是とする風潮が助長される懸念」というのは、何を根拠にして誰がどこで言っているのか理解に苦しみます。子どもが克服し難い状況はもう人権侵害なので、休息する権利の保障とは全く次元が異なります。これ以下の解説でも、この「懸念」という言葉は随分と記されていますが、これらの懸念の出所と根拠をぜひ教えていただきたいと思いません。

それから解説の最終行の「対比」というのは、変換ミスですかね。「退避」ですよ。

それから25ページ、文化・芸術的活動へ参加できる権利、ここの最後から2行目のところで、「一流」という言葉が突然出てきますが、一流という言葉は必要でしょうかね。何か例え自体が飛躍しているように感じます。「優れた」ぐらいでいいんじゃないですかね。

文化・芸術的活動というのはもっと広いもので、好きな音楽を演奏したり聞いたり、絵画や演劇などの活動に参加するということもある。そうした権利は別にわがままなものではないです。経済的な事情とか、保護者の意向で進学塾に通うことが優先されているような家庭も少なくなくて、そういった文化や芸術的活動に関われる、参加できる機会というのは子どもによってかなりの差があります。子どもが子どもらしく生きて育つための基本、基盤となる第31条、文化権については侵害されていることが多くて、それについて特化した本が出ているぐらいで、これは前にもご紹介したことがあります。これは子ども劇場でよく使われているものなのですが、やはり文化・芸術に参加するという機会が子どもたちに保障されるということが非常に大事かと思えます。

それから、26ページの③失敗してもやり直すことができる。ここでの説明の「懸念」も子どもの権利条約を誤解しているのではないかと思われまます。失敗してもやり直す機会があるということを保証してあげたいんですね。失敗すると叱責されて食事を抜かれるなどの罰を与えられている子どもが実際にいます。失敗すると怒鳴られたり否定されたり、罰を与えられるということが続くと、いつも大人の期待に依って要求どおりに行動し、大人の顔をうかがって行動するという、大人の許可がないと行動できない、そういう自己肯定感を持つことが難しい子どもさんがいるわけで、これはそういった子どもたちを救済するための文言です。そういうことを感じました。

【事務局】

すみません。懸念というところなんです、これは私たちが子どもたちから意見聴取を行う中で、子どもたちの権利のことを説明する中で、若干子どもたち自身からいろいろ、これつまり何でもやっていいよ、子どもたちが自由だよという、何かいい気になっちゃうよねという言われ方をしたことが正直ありました。そういったことをあえて今日は、今日この場ではすみません、出して、委員の皆さんからいろいろご意見をいただく中で、よりよいものにしていけたらなということで、今日はあえて問いかけをさせていただいたということです。

あと例えば、子どもが休息する権利なんていうところと言うと、これは武蔵野が条例としては盛り込んだあれなんです、やはり議会の中でもこのような意見は出されてはいるので、そういったことも意見としてはある、見方としてはあるんだということでのご紹介をしたわけで、これについて例えば北区がここから一歩も出ませんとか、そういうことを

全く宣言するつもりはなくて、皆さんから本当にいろいろご意見いただきながら、例えば修正とかいろいろ加えていったらどうなのかなということですよ。

例えば、26ページの③のところで、委員からすごくいい意見をいただけたかと思いません。失敗したことで、しつこい過度な罰を受けるといった子どもたちが救われるような、そういったことを子どもたちにメッセージとして発信するようなことができないか。そういったことを踏まえて、じゃあもうちょっとそれは例えば失敗してもやり直すことができる権利よりも、そういったニュアンスが伝わる表現は何かないのかな、次回までに考えて、皆さんにお示ししたいななんてことを思いました。

あとすみません、「一流」というのはこれは本当に委員のおっしゃるとおりで、「優れた」ぐらいでとどめておくべきだったかなということでも反省しています。懸念がこういう、ある部分うがった見方をするとということでも過度な言い方をしている表現が多々あるかなとは思ってはいるんですが、あえて今日はすみません。そんなことでいろいろ議論いただければということで、その辺のことをお示しさせていただいた次第です。

【委員】

はい、ありがとうございます。これを変えていただく可能性があるということで、非常にほっとしました。そして、①、②、③、この25、26ページのここもぜひ聞いていただきたいです。そして「失敗してもやり直すことができる権利」、別に私はこれで十分だと思います。もうこれ以上、何か説明して誤解されるとまた困るかなと思います。

それから、「子どもがいい気になって」と言うお子さんは、多分何も困っていないお子さんで、やっぱり困っている子どもを救うことが重要で、そういう意味でこうした権利というのは必要だと思うので、「懸念」ということで削除とか避けられることがないように願っています。

【部会長】

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

【委員】

このアンケートですが、私よく分からなくて申し訳ないんですけど、これは小学校4年生以上を対象にしているということで、これというのはもうこのまま出すような意味じゃないですよ。中身が非常に読んでいて、私も大人なんですけどなかなか入っていかない部分があったので、実際子どもが見るときというのは、もっとシンプルに分かりやすく、本当に飽きないような、読んでいると眠くなっちゃうようなそういうことではなくて、アレンジされてという。これはもうあれですよ、こういうことを背景に作りたいのという、全部を盛り込んだ状態のものであるという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】

そうですね。あくまで今日議論するためにいろいろ解説を加えたもので、実際子どもたちに聞くときには、こういう権利って大切なんだよ、だから必要だよ、皆どう思うというようなトーンになるような問いかけなのかなと思っています。

【委員】

ありがとうございました。

【部会長】

ほかにいかがでしょうか。

現場で子どもさんたちを見ていらっしゃる先生方、委員もいらっしゃいますが、何か子どもたちにアンケートを実施するに当たって、ご質問やご意見がありましたらお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

アンケートについてはこの前のアンケート、私さっき計算したんだけど、2.8%ぐらいの回答率ということで、大体きたコンを使うとそんな感じだと思います。よく理解している児童・生徒が答えているという感じです。

それが、じゃあ先生が説明してプリントを配って回収すると、多分ぐっと上がって80、90%ぐらいにはなると思うんですが、それを見て参考になるのかというと、多分2.8%ぐらいの意見しか参考にならないんじゃないのかなというのが私の感覚です。

【事務局】

アンケートの取り方というのも本当に。

今まで回答が少なかったというのは、正直自由記述式というのもなかなか難しかったのかなという思いもあります。やはり選択式にすると、皆答えてくれるというのは正直あるのかなと思ってまして、例えば皆さんのところには、お手元に届きましたでしょうか。条例のアンケートなんかよりも相当にボリュームがあって、子どもたちからすると答えるのが大変と言ってはあれなのですが、そういうものでも小学6年生で66%の子が回答してくれている。

なので、それもそんなに条例のアンケートと比べて、そんなに学校での周知が熱心だったかということでもなかったような気もするので、こういった選択式にすることで答えていただける方、関心を持っていただける方というのはいろいろ増えてくるのかなという思いはあります。いろいろ、60%はなかなか難しいかもしれないですが、少なくとも3%とかそういうレベルじゃなく、いろんな子たちに関心を持っていただけるような内容にしたいと思います。

【部会長】

はい、ありがとうございます。ほかに。

【委員】

私、こういうアンケートって一つの教育の場かなと思っていて、一般市民の目からすると、やっぱり子どもにも社会の一員として自分の意見を表明する権利があるといえますか、そういうことを学ぶ機会というのは、子どもにも与えていただきたいなと思っていて。そ

れがこのアンケートという、一つの機会かなと思います。

そのときに、教育現場の方々がこれが社会に参加することだということを一言、二言ぐらいでも言ってあげるべきなんじゃないかなと思っています。個人的に、社会人からすると2.8%は有効的な数字じゃないなと正直思っていて、一般企業に勤めていると2.8%のアンケートは上の人からたたかれるような値になりますので、もうちょっと意見を吸う努力、それが子どもの教育といたしますか、社会に参加する疑似体験といたしますか、そういう場だよということを一言、二言付け加えてあげる、伝えてあげるということが大事なんじゃないかと思いました。

大学生の方々のディスカッションでも、税金とか選挙とかの話をお伝えしたらいいんじゃないかみたいな意見も出ていましたので、それこそこういうアンケートのときにお伝えするというのが子どもに対してのいい機会なんじゃないかなと思いました。

感想ですみません。

【委員】

今、ご意見を伺いながら思い出したんですけど、去年うちの子ども食堂でヒアリングをしたときに、「ここで俺らの意見を聞いてどうするの?」と言って、ああ条例になるんだよと言ったら、「紙に書いて終わりね」と非常にがっかりした子がいて、やっぱり条例をつくるといっても意味が分からない。条例をつくってそれを何かにつけ生かしていく。自分たちの生活にすごく影響があることなんだということぐらいは、そこまで説明しないと。ものを読むのが嫌いな子のほうが多いですし、答えるのも面倒くさいという子も多いわけだから、その辺の説明が必要かなと思います。

だから、例えば周知するために、子ども用を作って配って終わりとかじゃなくて、何かにつけて掲示してあるなり、これは会員からのアイデアなんですけど、例えばエコバッグにプリントしてあって、日々使えるようにするとか、そういったことで生活に非常に密着するし、今後のあなたたちの行動の支えになるかもしれないとか、そのぐらいアピールして説明する必要があるかなと思います。

【事務局】

とにかく策定後もしっかり周知して、本当にいろいろ大事だと思っているので、手元にたまたまいじめ防止啓発のエコバックがあります。予算がつくかあれですが、子どもの権利を守ろうで前文ぐらいばつと書いて。そういう意見をいただくと、予算化の後押しになるかもしれないので頑張ってみます。

【部会長】

はい、ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

【委員】

私も今、委員がおっしゃった意見と同じようなことを思ったんですが、こうやってアンケートを取って、少ない回答だったかもしれないですが、細かい意見をもらって、一応前

のアンケートの中にも、どうせ大人は聞いても何もしてくれないみたいなアンケート結果があったと思うんですが、やっぱり聞いた後に回答ごとに、もちろん子ども条例に活かされるんだと思うんですが、具体的なこういう回答に対して、何か反応してあげるのも、返答してあげるというのがあっていいのかなと思いました。

【事務局】

そうですね、何か、確かに寄せられた意見に対して具体的にこうしましたなんてことが示せると本当にいいことが、子どもたちも答えてよかったんだと思うことがあると思うので、そういうことがたくさんできるように頑張っていきたいと思います。

【部会長】

はい、ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

【委員】

やはり私どもが日頃接するお子さんというのは、どうしても権利を侵害されてしまっているお子さんが中心になってくるところなんですね。アンケートを回収するのも非常に難しいことだと思っています。

私どもも昨年度外部評価を入れまして、継続中の保護者や児童にアンケートを取ったんですが、全然返ってこなかったという結果がありました。そういったお子さんが回答できないのか、あるいはもう全然無関心なのかというのは分かりませんが、そういった声が上げられないお子さん、あるいは無関心のお子さんの声を何らかの形で拾い上げられるような、もうワンプッシュとか一工夫といったものがあると、なおよろしいかなと思った次第です。

【事務局】

確かにおっしゃるとおりで、児童相談所が関わるお子さんというのは、本当に権利に関する意識という自己認識というのか、自己肯定感というのが非常に低い傾向にあって、なかなか自分の思い、そういったことを口に出すことも難しい。だから区としても先ほどの権利擁護委員ではないですが、いわゆる一般のお子さんの権利擁護委員とは別に、またその子たちに寄り添い意見を聞き出すためのそういった仕組みとか、そういったものも必要だなということで、子ども・子育て会議なんかでも紹介したとおりです。

北区としてはこれまでも、様々そういった子たちにも、ほかの自治体との比較ではあるんですが、いろいろ意見を聞けたりしているのかなという自負はありますが、ただそういった取組もこれからも地道にいろいろ進めていきたいなと思います。

【部会長】

ありがとうございます。ほかにご質問、ご意見等いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、子ども条例に関してのご説明は、事務局、以上でよろしいですか。

【事務局】

そうですね、基本的に支援計画部会のほうでもアンケートの中身はともかくとして、子どもたちにこうやって問いかけをして制定に進めていくという取組についてはご理解いただけたのかなと思っていました、今回もぜひそういったことで多くの子どもたちに関心を持っていただきながらいろいろ進めていきたいなどは考えています。

次回には、もうちょっといろいろ誤解されないような、子どもたちに答えてくれそうな、もうちょっとまとめて提示できたらなと考えていますので、よろしくお願いします。

最後ですが、27ページのところです。令和5年度の取組予定ということをいろいろ書いていますが、ご覧のとおりですので、ということです。

5番の出張説明会というところが、まだ実施はいろいろともんでいるところでして、そちらについても取組の概要が決まり次第、皆さんにはご意見いただければと思っていますので、よろしくお願いいたします。

【部会長】

はい、ありがとうございます。それでは、次に行ってよろしいですか。

それでは最後に、次第の3でその他ということですが、事務局からご連絡等ありますでしょうか。

【事務局】

では、事務局から最後、事務連絡だけします。本日、第1回子どもの未来応援プラン部会を開催しましたが、6月と7月の予定、メールでもご案内しているんですが、本日口頭でもご案内します。

まず、第2回子どもの未来応援プラン部会ですが、来月6月30日、こちらの北とびあ15階ペガサスホールでの開催を予定しています。

続きまして7月24日、こちらは部会ではなく合同の子ども・子育て会議の開催を予定しています。会場はペガサスホールとなっています。

また詳細日程については、改めて開催通知でお知らせしますので、また随時メールでもご案内しますので、ご確認いただければと思います。お手数をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

【部会長】

はい、どうもありがとうございます。

それでは、今日も活発にご議論いただきまして、ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、本日の子ども・子育て会議を閉会いたします。どうもありがとうございます。